

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

長崎県教育委員会委員長 里 隆光

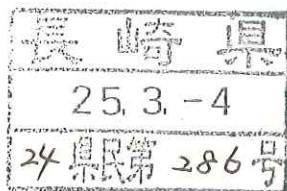


保有個人情報の開示の諾否決定に対する審査請求について（諮問）

このことについて、長崎県個人情報保護条例第42条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 審査請求に係る決定の対象となった保有個人情報記録されている公文書の名称
 - (1)一般教養、教職教養、専門教科・科目の解答例
 - (2)採点・評価済みの答案・検査用紙（一次試験および二次試験）
 - (3)課題面接と一般面接の評価シート（面接官ごとに計6名分）
 - (4)(3)の評価を何らかの形で集計したものを総合判定者が参照している場合は、参照された課題・一般面接それぞれの（あるいは「面接」全体の）集計評価書
 - (5)面接時に面接官の手元にあった複写された面接カード6名分（メモが可能なため）
 - (6)申告した経歴・職歴・免許取得状況・成績表等に対する評価書
 - (7)総合判定の評価シート。合議によって判定した場合は議事録や判定者のメモも含む
- 2 審査請求に係る諾否決定の内容
保有個人情報部分開示決定
- 3 開示の諾否決定を行った根拠と理由
 - (1) 根拠規定
長崎県個人情報保護条例第14条第3号該当
 - (2) 理由
開示しない部分(2)(3)(4)(5)(6)(7)
開示しない理由(2)(3)(7)：長崎県個人情報保護条例第14条第3号に該当
(4)(6)：存在しないの（あるいは「面接」全体の）集計評価書
(5)：廃棄したため存在しない
- 4 関係書類
 - (1) 審査請求書（写）
 - (2) 保有個人情報開示請求書（写）
 - (3) 諾否決定通知書（写）
 - (4) 審査請求に係る経過説明書



高校教育課
電話番号 095-894-3358